

国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）に対する意見 公募の結果について

令和6年7月30日
原子力規制委員会

1. 概要

国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）について、
行政手続法に基づく意見公募を実施しました。

期 間：令和6年5月16日から6月14日まで（30日間）
対 象：国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）
方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送

2. 意見募集の結果

御意見数：13件（御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査に
おいて指定された算出方法に基づくもので、別紙1の御意見の
合計数とは一致しない。）

御意見に対する考え方：別紙1のとおり

なお、意見公募時の国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則
（案）との差異のうち意見公募手続によらないものについては、別紙2のとおり
公示します。

以上

国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に対する御意見への考え方

令和6年7月30日

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1 第1条第1号	<p>意見1) 第1条定義について 第1条第1項において、この規則で使用する用語は法の用語の例によるとされている一方、第2項において法に規定されるもののうち、国際規制物資に該当するものに限定する定義がある。</p> <p>この規則において、例えば「核燃料物質」といった場合、規則第1条に従い法第2条2項による定義と、同第2項に従い法の規定のうち国際規制物資に該当するものに限定される定義の2通り存在することにならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）の対象は、国際約束及び追加議定書に基づく保障措置の適用その他の規制を受けるものに限定されるため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第1条に規定されているとおり、法第2条第2項の定義を「この規則において使用する用語」と条件を付した上で、改正後の規則第1条各号において再定義したものであり、各用語については原案のとおりとします。 ➤ なお、「核燃料物質」については、規則第4条の表中で同様の定義をしており、これを改正後の規則第1条に移動したものであり、定義の範囲に変更はありません。
2 第1条	<p>意見2) 我が国における法令等は、日本語で記載されるのが通例である。今回の規則改正で、用語の定義で保障措置協定の条文を引用している箇所があるが、保障措置協定は英語で記述されているため、国内法に落とし込まれる際には、日本語にて規定されるべきと考える。</p> <p>以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日IAEA保障措置協定（以下「協定」という。）を引用せずに規定した場合、協定と規則の間で規定の違いによる解釈の違いが生じるおそれがあるため、可能な範囲で協定の条項を引用しました。協定の日本語による記載については、以下URLに掲載していますので御参照ください。 <p>○保障措置関係法令集 https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/kankeihourei/index.html</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係

整理番号	御意見の概要	考え方
<p>3 第1条第12号～第14号</p>	<p>今回の国際規制物資の使用等に関する規則の改正案では、十四「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものをいう。</p> <p>という定義が新たに追加されています。</p> <p>一方、日IAEA保障措置協定第34条には、下記のとおり、IAEAに対して「その物質の量、組成及び目的地を機関に通報する」のは、「その物質が明らかに非原子力目的で輸出される場合を除くほか」「その物質が明らかに非原子力目的で輸入される場合を除くほか」と規定されており、「その物質が明らかに非原子力目的で輸出される場合」や「その物質が明らかに非原子力目的で輸入される場合」は、IAEAに通報する義務はないと解されます。そもそも、言葉上からは、「非原子力利用国際規制物資使用者」は「非原子力目的」の核物質しか許可されていないように見えるので、その輸出入に関しては、日IAEA保障措置協定上、IAEAへの報告義務がないように見えてしまうと思われます。</p> <p>しかしながら、実際には、十二「原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八条aに規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するものをいう。</p> <p>十三「非原子力利用国際規制物資使用者」とは、国際規制物資使用者であって、原子力利用国際規制物資使用者以外のものをいう。</p> <p>という定義の規定の流れの中で、「非原子力利用国際規制物資輸出入者」という新たな用語が定義されることとなっているわけで、そもそも、「国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八</p>	<p>➤ 「輸出入に関しては、日IAEA保障措置協定上、IAEAへの報告義務がないように見えてしまう」との御指摘ですが、利用目的の如何にかかわらず核燃料物質を輸出入する場合は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）等に基づき、国際規制物資の使用許可等が必要となるため、「非原子力利用国際規制物資輸出入者」であっても、日本国政府として国際約束に基づくIAEAへの報告義務は履行される必要があります。</p> <p>➤ また、平成25年の規則改正により、追加議定書第18条aに規定する「核燃料サイクル関連の研究開発活動」を「原子力利用」と定義していますが、定義の解釈及びその運用に支障が生じていないことから、「非原子力利用」の意義も当然に自明であると考えられます。</p> <p>➤ 以上より、「非原子力利用国際規制物資使用者」、「原子力利用国際規制物資使用者」及び「非原子力利用国際規制物資使用者」の用語については、原案のとおりとします。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するもの」を「原子力利用国際規制物資使用者」と呼ぶこととしたために、「非原子力利用国際規制物資使用者」という言葉が生まれ、「非原子力」という用語が、日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条の「非原子力」という用語と整合しなくなっていると考えられます。ちなみに、法令で「非原子力」の用例があるのは、国際規制物資の使用等に関する規則のみのようです。</p> <p>ということで、</p> <p>「国際規制物資使用者であって、追加議定書第十八条 a に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用するもの」は、例えば、「核燃料サイクル関連国際規制物資使用者」とし、</p> <p>「国際規制物資使用者であって、核燃料サイクル関連国際規制物資使用者以外のもの」は「非核燃料サイクル関連国際規制物資使用者」とし、</p> <p>「非核燃料サイクル関連国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするもの」は「非核燃料サイクル関連国際規制物資輸出入者」とすれば、</p> <p>日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条の「非原子力」という用語との整合性の懸念を生じなくさせることができるのではないかと考えられます。</p> <p>規則で定義する用語が、上位の協定の用語との不整合との印象を与えるようなことは極力避けるべきと考えられ、今回、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものを新たに定義する必要性が生じたことをきっかけとして、協定の「非原子力」と整合しない用語を使用しない方向で改正すべきと考えます。</p>	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>[参照] 日 IAEA 保障措置協定第 3 4 条</p> <p>(a) 日本国政府は、ウラン又はトリウムを含む物質であつて (c) に規定する核燃料サイクルの段階に達していないものが直接に又は間接に非核兵器国に輸出される場合には、その物質が明らかに非原子力目的で輸出される場合を除くほか、その物質の量、組成及び目的地を機関に通報する。</p> <p>(b) 日本国政府は、ウラン又はトリウムを含む物質であつて (c) に規定する核燃料サイクルの段階に達していないものが輸入される場合には、その物質が明らかに非原子力目的で輸入される場合を除くほか、その物質の量及び組成を機関に通報する。</p>	
4 第 1 条第 3 号～第 14 号	<p>改正案第一条</p> <p>第三項から第十四項までの文末の「ものをいう。」は「者をいう。」ではありませんか。</p>	<p>➤ 新訂ワークブック法制執務第 2 版において、「もの」は「あるものに更に要件を重ねて限定する場合」と示されていることから、原案のとおりとします。</p>
5 第 1 条第 4 号～第 12 号	<p>改正案第一条</p> <p>現行の第四条の二の三の本文中に規定されている「加工事業者等」が本文中から削除されているため、改正案第一条の定義に追加しては如何ですか。</p>	<p>➤ 改正前の各条項を精査した結果、義務を負っている者がわかりにくかったことから、今回の改正により、義務に係る条項ごとに対象者を列記することとしました。よって、「加工事業者等」の定義は規定しないこととします。</p>
6 第 1 条第 12 号・第 15 号	<p>改正案第一条</p> <p>制定主旨確認のために質問いたします。</p> <p>「核燃料物質計量管理区域は、従前どおり、原子力利用国際規制物資使用者も設置することがありうるとの理解でよろしいでしょうか。」</p>	<p>➤ 御理解のとおり、原子力利用国際規制物資使用者は、従前どおり、核燃料物質管理区域を設定する必要があります。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
7 第1条第17号	<p>【個別の条項について】 <u>(定義) 第1条</u> p10 (ページ数はpdf ファイルのものです。)</p> <p>・『十七 「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条 J(a)に規定する増加又は同条 J(b)に規定する減少をいう。』とありますが、保障措置協定第九十八条 J(a)及び(b)には、区分変更や事故増加等が規定されていません。このままでは、区分変更や事故増加等が「在庫変動」の定義から外れてしまうと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、「在庫変動」とは、保障措置協定第九十八条 J (a) に規定する増加又は同条 J (b) に規定する減少その他の核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。」に改めます。</p>
8 第1条第26号	<p>「機器検査とは」核燃料物質の計量及び管理に用いる機器（原子力規制委員会が所有しているもの及び国際原子力機関が所有されているものを除く）について、当該核物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。</p> <p>他ではすべて“計量管理”となっている。</p> <p>“計量及び管理”か“計量管理”の何れか統一すべき。</p> <p><内容> 個人的には“計量及び管理（或いは計量・管理）”の方が判りやすい気がするが、過去数十年来、殆どの関連文書で“計量管理”（例えば、計量管理規程）と表記されているので現時点で全てを修正することは困難かもしれない 以上</p>	<p>➤ 「計量及び管理に関すること」のように書き下す場合は「計量及び管理」を用い、「核燃料物質計量管理区域」のように用語の一部となっている場合は「計量管理」を用いることとしています。</p>
9 第1条第29号	<p>8 ページの 10 行目「取り付けられた封印」、74 ページの 7 行目「されるべき封印」、107 ページの 11 行目「封印をさせ」は、記載を統一したほうがよい。「封印（という物）を取り付け</p>	<p>➤ 改正後の規則第1条第29号、第30条第1項第2号及び第50条については、法の条項を引用して規定しているため、原案のとおりとします。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	る」か「封印（という行為）をする」のどちらかに。	
10 第2条第1項	<p>（国際規制物資の使用の許可の申請）第2条 p13</p> <p>・第1号について、「～ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。」とありますが、資材と設備に限定していますが、何か理由があるのでしょうか。核燃料物質や核原料物質も含まれるべきではないでしょうか。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、資材及び設備に係る記載を削除しました。</p>
11 第3条	<p>改正案第三条</p> <p>改正案第三条に提出期限の根拠の記載がありません。提出期限の根拠については、運用などではなく明確に規定していただきたい。</p>	<p>➤ 国際規制物資の使用の届出の提出期限については、法第61条の3第4項により「あらかじめ」と明確に規定されているため、今回の改正では重複する記載は削除しました。</p>
12 第10条	<p>改正案第十条</p> <p>改正案第十条では提出期日を削除しているが、その理由は何かご教示いただきたい。提出期限の根拠については、運用などではなく明確に規定していただきたい。</p>	<p>➤ 国際規制物資の使用に係る変更の届出の提出期限については、法第61条の5第1項及び第2項により「あらかじめ」及び「変更の日から三十日以内に」と明確に規定されているため、今回の改正では重複する記載は削除しました。</p>
13 第12条	<p>＜該当箇所＞ 案29頁</p> <p>三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因</p> <p>＜内容＞</p> <p>「前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動」とは、どのようなものが該当するか。また、5/31の説明会で廃棄の記録の作成について発電用原子炉設置者も対象であるとしていたが、上記の「前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動」に廃棄が含まれるということか。（第12条</p>	<p>➤ 第12条第1項の表発電用原子炉設置者の項第1号の在庫変動には、別記様式第4注13の表における輸入、国内受入れ、開始点受入れ、輸出、国内払出し及び前段階戻入れが該当します。</p> <p>➤ 同項第2号の在庫変動には、別記様式第4注13の表における事故損失が該当します。</p> <p>➤ 同項第3号の在庫変動には、別記様式第4注13の表における上記以外の全ての在庫変動が該当します。このため、当該在庫変動には廃棄が含まれ</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	の表において、製錬事業者以外の欄には廃棄の記録についての記載がない。）	ます。
14 第12条	<p>コメント-2 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会資料 P. 41 工場又は事業所内において行われる廃棄の記録 第十二条（記録）の記録事項欄に「二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄の数量又は損失（事故損失を除く。）の数量及び理由」と記載されていますが、ここでの種類別とは元素コード別に示すということでしょうか？種類指定があればご教示願います。</p> <p>また、廃棄の理由につきましては計量管理規定で定めた廃棄の手続きに応じた記載内容（測定済廃棄又は保管廃棄）でよろしいでしょうか？若しくは具体的な理由を示すとした場合、どの程度の内容を記載すべきかご教示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核燃料物質の種類別とは、元素コード別を意味します。 ➤ また、廃棄の理由については、計量管理規定で定めた廃棄の手続きに応じた記載内容（測定済廃棄又は保管廃棄）を記載した上で、改正後の規則第48条に基づく報告に必要な事項があれば記載してください。
15 第12条	<p>1. 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）44頁（第12条 表第一欄 使用者）</p> <p>・「使用者」とは、原子炉等規制法第五十二条第一項に基づき核燃料物質の使用について許可を受けた者であるため、改正後の第12条 表第一欄の使用者について、第二欄の記録事項第十から第十四の設備に係るものは該当しないのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「使用者」は、法第52条第1項により核燃料物質の使用の許可を受けた者ですが、法第61条の3第1項第5号に規定するとおり、使用者が国際規制物資である設備を、法第52条第1項の許可を受けた（核燃料物質の）使用の目的に使用することが考えられます。 ➤ したがって、改正後の規則第12条の使用者の項第10号から第14号までの設備に関する記録は必要になります。
16 第14条	改正案第十四条	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計量管理規定の提出期限については、法第61条の8に「原子力規制委員会規則で定めるところに

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	計量管理規定の提出期限の根拠の記載がありません。提出期限の根拠については、運用などではなく明確に規定していただきたい。	より、計量管理規定を定め、 <u>国際規制物資の使用開始前に</u> 、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されているため、重複することから改めての規定はしていません。
17-1 第14条	コメント-3 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会資料 この度の法改正における報告の見直し（追加、統廃合等）や各種義務の追加等に係り、当社においても計量管理規定の改訂作業を進めるところではありますが、本会合内において必ずしも10/1までに認可を受けなければいけないものではないとのご説明があったことから、仮に10/1までに認可を受けられなかった場合の経過措置期間がございましたらご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が定める計量管理規定に、義務の追加が必要な場合は、速やかに変更認可を受ける必要があります。 ➤ 一方、事業者が定める計量管理規定に、義務の追加が伴わない場合（条ずれなど）は、他の変更認可が必要な事項にあわせて、変更認可の申請を行ってください。 ➤ なお、今後改正事項について、平成30年改正時と同様に周知してまいります。
17-2 第14条	4. 事業者説明会資料 55 頁（計量管理規定の変更について） ・5月31日に開催された事業者説明会において、条ずれに伴う計量管理規定の変更認可はすぐには必要ないとのことでしたが、この事について事務連絡等（過去例：原規放第18042014号、平成30年5月11日付け）は発出されるのでしょうか。また、条ずれ以外でも法改正に伴う変更（用語の定義の変更、別表からの対象外報告の削除）であれば同様という認識でよろしいでしょうか。	
18 第14条	5. その他 ・計量管理規定（LOF）のひな型を改訂する予定はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設外の場所（以下「LOF」という。）の計量管理規定のひな型を改訂し、原子力規制委員会のホームページに公開する予定です。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
19 第15条第2項	<p><u>(保障措置検査) 第15条 第2項</u> p65</p> <p>・「六 試料提出」について、法第61条の8の2第2項で規定されている検査を実施する主語は「原子力規制委員会の指定する当該職員」なので、「六 試料提出」は提出でなく「収去」ではないでしょうか。</p>	<p>➤ 法第61条の8の2第2項第3号「核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。」の記載に合わせ、原案のとおりとします。</p>
20 第18条	<p><u>(国際特定活動の届出) 第18条</u> p68</p> <p>・届出事項の三号の「管理されたアクセスによる可能性がある場所」についてです。</p> <p>AP 年次申告 2. a. (iv)では、管理されたアクセスについては場所及びその理由（安全上、核物質防護条上の理由など）も併記していますので、届出事項としても「管理されたアクセスによる可能性がある場所及びその理由」とするのはどうでしょうか。</p> <p>※事業者が記載した場所が適切であるかを判断する材料としても、理由の記載があるほうが良いと考えます。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、国際特定活動の届出において、「管理されたアクセスの可能性のある場所及びその理由」に改めます。</p>
21 第48条第1項	<p><u>(報告の徴収) 第48条</u> p91</p> <p>・第1項について、文末の「。」が抜けています。</p>	<p>➤ 改正後の規則案第48条第1項の文末に「。」を追加します。</p>
22 第48条第4項 別記様式第5	<p>核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1) (OCR1) の53欄の「中性子寄与」及びその注釈「注25 第3次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。」に関しては、今回、特に改正なしとされています。</p> <p>この部分は、そもそも、1988年の日米原子力協力協定時の合意議事録4. の「両当事国政府は、特殊核分裂性物質の生産に対する</p>	<p>➤ 相対的寄与を反映する方式に関して、日米政府間で合意された旨の記録の存在を確認することができないため、別記様式第5 (OCR1) は原案のとおりとします。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>特殊核分裂性物質その他の核物質の相対的寄与を反映する方式を開発するために、相互の及び他の政府との討議を開始することが確認される。」を踏まえ、この相対的寄与を反映する方式が合意された時に、その対象となるプルトニウムを明確化させるために「N」と記載することとしたもの、すなわち、1988年当時、日米間で未だ、相対的寄与を反映する方式が決まっていなかったために設けられたものであると考えられます。</p> <p>実態的には、その相対的寄与を反映する方式の影響を受けるのは、高速増殖原型炉「もんじゅ」のブランケット燃料中に生成されるプルトニウムの場合と考えられますが、同ブランケット燃料は既にすべて炉から取り出され、それぞれの取出し時点で、日米間で合意された相対的寄与を反映した方式にしたがって国籍が付与されたはずと考えられます。</p> <p>ということで、相対的寄与を反映する方式が日米間で合意された以降においては、事業者に注25に基づき「N」と記載させる義務を課す必要がなくなっており、OCR1の53欄の「中性子寄与」の欄は、不要になっているのではないかと考えられます。</p> <p>今回の、国際規制物資の使用等に関する規則等の改正においては、これまでの規制経験を踏まえ、保障措置の活動をより効果的かつ効率的に実施するための改正も合わせて行うとされていることから、本件に関しても、事業者に対する必要なくなった義務の削減の観点から、改正が行われてしかるべきと考えます。</p> <p>なお、53欄のカラム自体の削除は、事業者にシステム変更の負担を課すこととなるので、「N」と記載することを求めている注釈のみの削除が適当と考えられます。</p>	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
23 第48条第3項・第4項・第7項 別記様式第4 別記様式第5	ICR, OCR1等の様式2ページ目において表紙に記載している工場又は事業所名等の重複した内容は削除されているが、注釈のページも同様に削除することで問題ないか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の改正を踏まえ、不要な注釈については削除し、必要な注釈は残して原案としています。
24 第48条第7項 別記様式第8	MBRは表紙が横向き様式に変更されているが、従来どおり縦向き様式での提出でも問題ないか。(2ページ目は従来と変わらず縦向き様式のため、表紙も2ページ目に合わせて縦向き様式で提出させていただきたい)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様式ごとに縦横を統一するため、別記様式8(その1)(MBRの表紙)を縦向きに改めますので、(その1)及び(その2)を縦向きで提出してください。
25 第48条第7項・第8項	p94-95 ・第7項及び第8項について、使用済燃料払出し時の核的損耗報告が記載されていますが、再処理施設やプルトニウム燃料加工施設が定期的に報告している核的損耗(プルトニウム241の自然崩壊)の報告もこの項で読むのでしょうか。対象者が、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者のみですが問題ないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再処理事業者及び使用者については、改正後の規則第48条第7項及び第8項には該当しません。 ➤ ただし、当該事業者が自主的に提出することを妨げるものではありません。
26 第48条第13項	お世話になっております。 以下のとおり、コメントさせていただきます。 (コメント No.1) 操業・受払・実在庫確認計画 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会 資料) p.27 第48条(報告の徴収)のQAについてのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告期限前に計画の追加又は変更が生じた場合は、提出期限までに、追加又は変更された計画も含めた全計画を再度報告してください。 ➤ 報告期限後に計画が追加又は変更された場合は、既に提出された報告書についての修正を再度報告する必要はありません。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>QA 抜粋</p> <p>「当該期間に入ってから再提出の必要はありません。なお、提出後直ちに変更が発生した場合は、IAEA への情報提供の必要性について判断する必要があるため、原子力規制庁・指定情報処理機関（核物質管理センター）へご相談下さい。」</p> <p>(コメント内容)</p> <p>海外輸入燃料等については、輸入時期等が明らかになるのが、遅くなる場合があります、その場合は変更連絡にて、受払計画等についての新規予定の追加として変更報告を提出しています。</p> <p>改正の主旨としては、大まかな受入時期を IAEA に伝えるもので、既に報告した受入時期の変更する場合の連絡は不要という理解なのですが、計画を新たに追加する場合も変更連絡が不要となるのでしょうか。</p>	
27 第 48 条第 13 項	<p>意見 3 :</p> <p>改正第 48 条の「報告の徴収」における第 13 項の報告についてコメントさせていただきます。</p> <p>第 13 項の報告は、報告番号による連番管理を付与しなくなるにより、報告内容が存在しない半期においては、「A」報告は不要という理解で良いでしょうか。</p> <p>以上</p>	<p>➤ IAEA に対して報告内容が存在しないことを報告する必要があるため、報告内容が存在しないことを示す「A」報告は必要です。</p>
28 第 48 条第 13 項～第 15 項・第 18 項	<p>意見 2 :</p> <p>改正第 48 条の「報告の徴収」における第 13 項と第 14、15 項の関係についてコメントさせていただきます。</p> <p>第 13 項の報告は、第 14 項及び第 15 項の内容を含めたものと</p>	<p>➤ 御理解のとおり、同一の輸入計画であっても、改正後の規則第 48 条第 13 項の報告と、同条第 14 項又は第 15 項に基づく報告を行う必要があります。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	なるのでしょうか。また、第 14 項及び第 15 項にて報告した内容に変更が生じた場合、第 13 項で既に報告した内容は変更せず、第 14 項及び第 15 項の報告のみを変更するという理解にてよろしいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ また、同条第 14 項又は第 15 項に基づき報告した内容について、提出期限前に計画の追加又は変更が生じた場合は、提出期限までに、同条第 14 項及び第 15 項に基づき、追加又は変更された計画も含めた全計画を再度報告してください。加えて、同条第 13 項の報告をした者については、整理番号 26 を参照してください。 ➤ 提出期限後に計画が追加又は変更された場合は、同条第 13 項に基づき既に報告（様式第 12）された報告書についての修正の報告は必要なく、同条第 14 項又は第 15 項に基づく報告の変更報告（同条第 18 項、様式第 13）のみが必要となります。
29 第 48 条第 13 項	<p>2. 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）94 頁 2 行目（第 48 条第 13 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、実効値の合計が 1 未満（かつ 100 分の 1 以上）の使用者に該当し、現行の規定において操業計画報告書（第 7 条第 14 項）は対象外ですが、核燃料物質受払計画等報告書（第 7 条第 15 項）は提出しております。実効値の合計が 1 未満の使用者であるため、改正後の第 48 条第 13 項に規定する操業・核燃料物質受払計画等報告書について、報告の内容に関わらず一律不要という理解で間違いはないのでしょうか。また、PIT の計画が報告不要となっても、IAEA が実施する PIV に影響ないということでしょうか。 ・現行の第 7 条第 15 項に基づき提出した核燃料物質受払計画等報告書の内容について、法改正後に変更が生じた場合、再提出（修正報告）の必要はありますでしょうか。必要な場合、どのような 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御理解のとおり、実効値の合計が 1 未満の LOF については、改正後の規則第 48 条第 13 項に規定する操業・核燃料物質受払計画等報告書は不要となります。なお、IAEA が実施する実在庫量の検認（PIV）に影響はありません。 ➤ 改正後の規則の施行後は、規則第 7 条第 15 項に基づき提出した同報告書の内容について、提出期日前に計画に変更があった場合は正しい計画を再提出する必要がありますが、提出期限後の計画の変更については、変更報告は不要となります。

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	手続きとなりますでしょうか。	
30-1 第 48 条第 13 項 (第 15 条第 2 項第 9 号)	p98-99 ・第 13 項について、報告対象に「七 使用者（実効値の合計が一以上（略）に限る。）」とありますが、この定義では IAEA が定義する「施設」と比較して、漏れがないでしょうか。 IAEA の「施設」の定義には、以下の二つがあります。（保障措置協定第 98 条 I） ①原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 ② 1 実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 上記 IAEA の定義①では、実効値による区切りがないため、1 実効キログラム以下であっても再処理や加工などの機能を有していれば、「施設」となります。第 13 項は IAEA へ提出する報告徴収のための条項ですので、IAEA が「施設」と定義している者は報告対象とすべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘のとおり、核物質が 1 実効キログラム以下であっても再処理や濃縮などの機能を有していれば協定第 98 条 I に規定する「施設」となりえるため、改正後の規則案第 48 条第 13 項第 7 号は、「使用者（保障措置協定第九十八条 I に規定する施設を有する者に限る。）」に改めます。 ➤ 同様の趣旨で、改正後の規則案第 15 条第 2 項第 9 号についても、IAEA が「施設」と定義しているものの中に、核物質が 1 実効キログラム以下、かつ、濃縮の機能を有するものが含まれるため、同項の記載を修正します。 ➤ 操業計画・受払計画報告書について、日本国政府は協定第 98 条 I に規定する「施設」の情報のみを IAEA への報告する必要があります。このため事業者は、工場又は事業所ごとに、施設に帰属する MBA か、LOF に帰属する MBA かを踏まえ、施設に関する報告を提出することになります。
30-2 第 48 条 13 項	コメント-1 国際規制物資の使用等に関する規則等の改正に関する事業者説明会資料 P. 26 操業・受払・実在庫確認計画（第 48 条 13 項） 第 48 条（報告の徴収）の「改正のポイント」において、実効値が 1 以下を扱う使用者は報告の義務はないとされますが、1 事業所で複数の MBA を有する場合、MBA 毎に報告要否を判断するというところでよろしいでしょうか？	
31 第 48 条第 13 項・第 18 項	(コメント No. 2) 核燃料物質輸出計画報告書 第 48 条 14 項 加国籍・第三国移転	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 計画期間中に新たな計画が生じた場合は、改正後の規則第 48 条第 18 項に基づき、変更報告が必要になります。その際は、別記様式第 13 に新たな

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>14 次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(コメント内容) 期間中に新たな計画の追加が生じた場合の条項は特に設けられていないと思いますが、追加が生じた場合の対応は不要という認識でよろしかったでしょうか。(例えば第48条14加国籍の第三国移転の目的は事前通告の担保であるため、この目的を達成するためには追加の連絡が必要になるように思えます。)</p>	<p>エントリーを追加し、注7ロのとおり、データ継続コードに「R」、注記コードに「X」を記載する必要があります。</p>
32 第48条第23項	<p>p105-106</p> <p>・第23項について、提出先の「原子力規制委員会に」が抜けています。また、同じ精度向上による再提出について記載している第12項と表現を統一するのであれば、「訂正した報告書を」の記載は不要と思われます。</p> <p>～十五日以内に、訂正した報告書を提出しなければならない。 → ～十五日以内に、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、「訂正した報告書を」を削除し、「原子力規制委員会に」を追加します。</p>
33 第48条第24項～第25項	<p>p106-107</p> <p>・第24項及び第25項について、「七 使用者」が対象になっています。現状、炉規法52条による使用許可を受けた者が、国際規</p>	<p>➤ 使用者が国際規制物資である設備を、法第52条第1項の許可を受けた(核燃料物質の)使用の目的に使用する場合、法第61条の3第1項の使用</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	制物資である設備を使用しようとする場合は、別途炉規法 61 条の 3 の使用許可を取得していると思いますが、今後は別途炉規法 61 条の 3 の使用許可を取得する必要はないということによろしいでしょうか。	許可は不要です。
34 第 48 条第 26 項	p107-108 ・第 26 項について、今回の改正により法 61 条の 3 の許可を持つ使用者（少量国規事業者）が対象から外れています。少量国規事業者は、事故損失があっても直ちに報告する必要はないということによろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法 61 条の 3 第 1 項の許可を持つ少量国規物使用者は、IAEA への特別報告が不要な数量の核燃料物質しか扱わないため、第 26 項に基づく報告義務はありません。 ➤ ただし、事業者が定める計量管理規定に基づく事故損失の連絡は必要です。
35 第 48 条第 30 項	改正案第四十八条第三十項 「管理されたアクセスによる可能性がある場所」は追加議定書の文言を参照したものと推察しますが、表現方法としては「管理されたアクセスの可能性がある場所」が適切ではありませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、「管理されたアクセスの可能性がある場所」に改めます。
36-1 第 48 条第 29 項 別記様式第 23	p177 ・様式第 23 について、注 9 で、「管理されたアクセスによる可能性がある場所」についても記載するように求めています。 AP 年次申告の 2. a. (iii) では、管理されたアクセスについては場所及びその理由（安全上、核物質防護上の理由等）も併記しています。注 9 の記載も「管理されたアクセスによる可能性がある場所及びその理由」とするのはいかがでしょうか。 ※事業者が記載した場所が適切であるかを判断する材料としても、理由の記載があるほうが良いと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、改正後の規則案第 48 条第 30 項及び別記様式第 23 注 9 を「管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由」に改めます。 ➤ 年度報告後に建屋情報の変更があり、かつ、管理されたアクセスの可能性がある場所に該当する場合は、改正後の規則第 48 条第 30 項に基づく変更報告を行う必要があります。 ➤ なお、管理されたアクセスの期間を改正後の別記様式第 23 に記入している場合であって、期間を変更するとき又は未定であった期間が決定したときは、管理されたアクセスの可能性がある場所
36-2 第 48 条第 30 項	改正案第四十八条第三十項	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	前段は「場所を変更するとき」、後段は「変更の内容を」となっています。報告する事象が「場所を変更するとき」のみを対象としているのであれば、後段を「変更の場所」として揃えたほうが良いと考えます。	<p>が変更されることと同義であるため、報告の対象となります。</p>
36-3 第48条第30項	<p>改正案第四十八条第三十項</p> <p>年度報告後（1月以降）に建屋情報の変更（新規建屋の設置や仮設事務所の解体など）があった場合にも、その都度報告が必要となりますか。</p>	
36-4 第48条第30項	<p>3. 国際規制物資の使用等に関する規則の全部を改正する規則（案）106頁7行目（第48条第30項）</p> <p>・「管理されたアクセスによる可能性がある場所を変更しようとするとき」は、変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならないとありますが、時期を変更するとき、または未定であった時期が決定したときには、報告の対象となりますでしょうか。報告の対象となる場合、どのような手続きとなりますでしょうか。</p>	
37 第48条第30項	<p><該当箇所> 案106頁7行目</p> <p>…管理されたアクセスによる可能性がある場所を変更しようとするときは、…原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p><内容></p> <p>・報告のフォーマットは定めないとのことだが、報告の方法はどのようなものを想定しているか。（郵送か電子メールか、第51条の電磁的記録媒体提出票が必要かなど）</p> <p>・一時的な変更も含めて報告する必要があるのか。また、管理アクセスを解除する場合についても同様に報告が必要か。例えば、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郵送、電子メール、電話等いずれの方法でも可能です。IAEAへの速やかな報告に資するように、非法定様式として報告書ひな形をホームページに掲載する予定です。 ➤ したがって、紙媒体の報告書の提出を前提としていないため、改正後の規則第48条第30項に係る電磁的記録媒体による手続の規定は不要であり、改正後の規則案第51条の記載を修正します。 ➤ また、管理されたアクセスの可能性がある場所に

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	工事により一定期間アクセスが制限される場合や、廃止措置の進展や配置換えなどにより防護対象が変更となり、管理アクセスが不要となる場合があげられる。	<p>該当し、管理されたアクセスを希望する場合は、一時的な変更も同条第 30 項に基づき報告する必要があります。</p> <p>➤ ただし、管理されたアクセスの期間を改正後の規則第 48 条 29 項に基づき記入している場合であって、期間に変更がない場合は同項に規定した内容に変更がないため、同条第 30 項に基づく変更の報告は必要ありません。</p>
38 第 51 条	<p>(電磁的記録媒体による手続) 第 51 条 p112</p> <p>・別記様式第 29 ではなく、別記様式第 28 であると思います。p183 の様式も別記様式第 28 になっています。</p>	<p>➤ 御指摘のとおり、電磁的記録媒体提出票は、様式番号のずれを反映し、別記様式第 28 とします。</p>
39-1 附則	<p>意見 1 :</p> <p>改正第 48 条の「報告の徴収」における各種報告書の鑑のフォーマット変更についてコメントさせていただきます。</p> <p>弊機構においては、報告数の多さに鑑み、改正第 48 条に基づく各種報告書の作成をシステム化し、報告書及びその鑑を作成しております。しかし、本規則の施行が 10 月 1 日とされていることに対し、弊機構におけるシステム改良の仕様検討、契約手続、改良作業等の納期を考慮すると、10 月 1 日の規則施行までにシステムの改良を完了させることは困難です。このため、改正第 48 条の各種報告書の鑑については、移行期間（例えば 1 年間）を設けていただけるよう要望します。なお、改正第 48 条第 13 条に関しては本要望の対象外とします。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、附則にて、改正後の規則第 48 条に定める様式にかかわらず、この規則の施行の日から起算して 2 年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる旨を定めます。</p>
39-2	当社において、本規則に基づき NRA に提出する計量管理関連の報	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
附則	<p>告書のうち、毎月提出する報告書はシステム化していることから、システム改修が必須となる。システムを使用せずに報告できないか検討もしたが、実在庫調査実施報告書（PIL）は、エントリー一件数が数千件単位であり現実的ではない。</p> <p>また、システム改修におけるプロセスとして、予算策定、契約、実作業があり速やかな対応が困難である。このような状況から、本規則の改正後も、改正前の計量管理報告書が使用できるよう十分な移行期間（2年程度）を設けていただきたいことをコメントさせていただく。</p>	
39-3 附則	<p><該当箇所> 案 117, 122, 132, 136, 139 頁 別記様式第 4, 5, 8, 9, 10（第 48 条関係）（その 2） <内容> 別記様式第 4（第 48 条関係）（その 2）「在庫変動報告（ICR）」ではヘディング情報の上段（工場又は事業所の名称・所在地、施設の名称、報告期間、報告番号、扱者氏名）が削除されているが、本報告書の該当箇所はシステム出力しており、様式を変更する場合はシステム改修が必要となるため、移行期間（一定の期間、旧様式での提出を可とする等）等の措置を検討いただきたい。</p> <p>「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)(OCR1)」、「物質収支報告（MBR）」、「実在庫明細表（PIL）」、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)(OCR3)」も同様である。</p>	
39-4 附則	<p>【運用について】 報告書様式の表紙に記載する条項番号 ・5/31 の説明会でのご説明では、計量管理規定（国に提出する報告書の種類など）の変更は、必ずしも 10/1 までに実施しなくても良いとのことでした。</p>	

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>・ 10/1 までに計量管理規定の変更認可申請を行わなかった場合、10/1 から計量管理規定の変更認可を受けるまでの間、国に提出する報告書の表紙に記載する条項番号は、どのような記載が良いでしょうか。</p> <p>① 計量管理規定の変更認可までは、改正前の条項番号のまま ② 計量管理規定が変更認可されなくても、改正後の条項番号 ③ 計量管理規定の変更が認可されるまでは、どちらでも良い（受理される）</p> <p>・（要望）説明会でも、一部の事業者からはシステム対応が間に合わないとの声もありました。</p> <p>③のように移行期間（経過措置）を設ける運用であれば混乱が少ないのではないかと考えます。</p>	
40 別記様式第 4	<p><u>別記様式</u> p123</p> <p>・ 様式第 4 注 13 の表について、区分変更「DN」がありません。原子炉施設において、燃料取出し時に天然ウラン（N）から劣化ウラン（D）への区分変更「ND」が行われますが、再装荷する際には劣化ウランから元の天然ウランに区分を戻す必要があります。これを考慮し、劣化ウラン（D）から天然ウラン（N）への区分変更「DN」も表に記載しておいた方がよいと思います。</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、別記様式第 4 の注 13「区分の変更による数量の変動」欄に「劣化ウランから天然ウランへの区分変更 DN」を追加します。</p>
41 別記様式第 12	<p>p148-149</p> <p>・ 様式第 12 について、鑑と報告ページとでタイトルが異なります。どちらが正しいでしょうか。</p> <p>鑑：操業・核燃料物質受払計画等報告書 報告ページ：操業計画・核燃料物質受払計画等報告書</p>	<p>➤ 御指摘を踏まえ、「操業計画・核燃料物質受払計画等報告書」に統一します。</p>

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
42 別記様式第 12	p150 ・様式第 12 について、備考 3 に『保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料の受払いについては、記載を省略することができる。』とありますが、「その他の試料」とあるため、IAEA 収去試料以外にも幅広く読むことができます。具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。「保障措置の実施に必要な」が「その他の試料」に係っている場合、保障措置分析目的で輸入する標準試料は記載省略可ですが、保障措置分析以外の目的で輸入する標準試料は記載省略不可と読むのでしょうか。それとも、少量の標準試料や線源としての核燃料物質であれば、全て記載省略可と読むのでしょうか。	➤ 別記様式第 12 の備考 3 の記載の対象は、IAEA 収去試料の受払いであることから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 3 号の規定により提出をさせ、又は第 68 条第 1 項、第 4 項、第 7 項若しくは第 8 項の規定により収去した試料の受払いについては、記載を省略することができる。」に改めます。
43 別記様式第 12	・様式第 12 について、備考 3 の『保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料』という文言は、国規則改正前の試料提出（国規則第一条 2 の十四の定義）からの抜粋でしょうか。もしそうであるなら、この定義は今回の改正で『核燃料物質その他の試料』と単純化されています。したがって、備考 3 の内容も改正に併せて『核燃料物質その他の試料の受払いについては、記載を省略することができる。』もしくは定義した文言を使用して『試料提出の受払いについては、記載を省略することができる。』とした方がよいと思います。	
44 別記様式第 12 別記様式第 13	p149, 152 ・様式第 12 及び様式第 13 について、報告番号が無くなったため、報告行数の上限は「99」になると思います。「99」行以内で報告する旨、様式の脚注で明記されてはいかがでしょうか。具体的には、2024 年下期の国内受払の計画において、日にち単位の詳細なスケジュールで報告を行い、「99」行を超えている事業者	➤ 御指摘を踏まえ、別記様式第 12 の注 6 及び第 13 の注 6 に、「エントリー番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリー情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。」を追加します。なお、右下に頁番号を記載することから、同じエントリー番号であっても識別は可

国際規制物資の使用等に関する規則関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>があります。予定年月日は 30 日以内の幅で報告可能なため、集約して行数を減らすことは可能なはずですが、事業者が自主的に詳細に報告したいと考えた場合を考慮し、「99」行以内で報告する旨のルールがあるとよいと考えます。</p> <p>もし、「99」行を超える報告を許容する場合は、その報告方法を明記する脚注があればよいと思います。例えば、報告ページ右上に枝番 (-1、-2) やページ数 (1/2、2/2) をつけるなど。ルールが無い場合、事業者によっては表紙を 2 枚用意したり、様々な報告が行われるかもしれません。</p> <p>(6/12 追記、郵送版には無いコメントです。)</p>	能です。
45 別記様式第 13	<p>p152</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第 13 について、注 18 に『別記様式第 4 の注 26 の例により記載すること。』とありますが、別記様式第 4 の注 26 には「報告番号」と「エントリー番号」があります。様式第 13 は「エントリー番号」のみですが、問題ないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、別記様式第 13 に「報告番号」は不要であるため、同様式の注 18 を「既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書のエントリー番号を記載すること。」に改めます。
46 別記様式第 14	<p>p154</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第 14 について、報告書のタイトルの下に『報告年月日 年 月 日』とありますが、『年 月 日』だけでよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式第 14 注 11 において「既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告年月日を記載すること」となり、報告年月日欄を明示するため、原案のとおりとします。
47 別記様式第 23	<p>p176</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式第 23 について、「建物の説明（注 9）」の記載欄内に、縦に 2 本罫線がかかっていますが、罫線は不要ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、別記様式第 23 「建物の説明」欄内の罫線は不要ですので、削除します。

意見公募時の国際規制物資の使用等に関する規則の全部を
改正する規則の案との差異（意見公募手続によらない修正）

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案	理由
<p>○原子力規制委員会規則第 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第四項から第九項まで、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の七、第六十一条の八第一項、第六十一条の八の二第一項及び第二項、第六十一条の九の二第一項及び第三項、第六十一条の九の三第一項、第六十一条の九の四第二項、第四項及び第五項、第六十一条の十六第二項、第六十一条の二十三の二、<u>第六十一条の二十三の三第二項</u>、第六十一条の二十三の四、第六十一条の二十三の七第一項及び第四項、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十七第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十八第二項、第六十一条の二十三の二十一並びに第六十八条第十項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則</p>	<p>○原子力規制委員会規則第 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第四項から第九項まで、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の七、第六十一条の八第一項、第六十一条の八の二第一項及び第二項、第六十一条の九の二第一項及び第三項、第六十一条の九の三第一項、第六十一条の九の四第二項、第四項及び第五項、第六十一条の十六第二項、第六十一条の二十三の二、<u>第六十一条の二十三の三第二項及び第三項</u>、第六十一条の二十三の四、第六十一条の二十三の七第一項及び第四項、第六十一条の二十三の八第二項、第六十一条の二十三の十七第一項及び第二項、第六十一条の二十三の十八第二項、第六十一条の二十三の二十一並びに第六十八条第十項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国際規制物資の使用等に関する</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十三の三第三項には、規則への委任規定がないため。</p>

(昭和三十六年総理府令第五十号)の全部を改正する規則を次のように定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第四十八条 (略)

2～12 (略)

13 次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに（新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、初めて核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七 (略)

14～32 (略)

規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の全部を改正する規則を次のように定める。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第四十八条 (略)

2～12 (略)

13 次に掲げる者は、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～七 (略)

14～32 (略)

許可又は指定の後、長期にわたり燃料を受け入れる予定がない施設を、報告対象者から除外するため。